

公明党災害対策本部

木庭健太郎本部長様

公明党障がい者福祉委員会

高木美智代委員長様

先日は、「災害時における障がい者（児）支援と今後の防災対策に対する提言」をいただき、ありがとうございました。

このご提言に対する現時点での政府の考え方につきまして、関係府省と連絡を取り、別添のとおり整理しました。

内容的にまだ不明確なところや十分でないところもあるかと存じますが、ご提言をしっかりと受け止め、できる限りその実現に向けて政府として一層の努力をしてまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

平成23年11月7日

内閣官房長官 藤村修

1. 東日本大震災における障がい者（児）の人的被害について、障がい者手帳所持者をベースに速やかにデータを作成し、被害実態を公表すること。

東日本大震災を踏まえた災害時要援護者の避難支援に係る対策の検討を行うため、障害者を含む災害時要援護者の避難状況に係る調査を行い、この調査の中で被災状況についても調査することを検討しています。

2 (1) この度の東日本大震災において、個人情報保護法のため、障がい者（児）の存在が地域の福祉関係者に十分知られておらず、民生委員を含め市町村関係者はだれも確認に来なかったため、何の支援もなく放置された。こうした事態を改善するために、地域の相談支援専門員には障がい者（児）の存在と住所を周知し、安否確認体制を整備するなどの施策を進めること。また、障がい者手帳交付情報を活用し、手帳があれば網羅される体制を早急に整備すること。

- 1 災害時要援護者の避難支援対策を進めていくためには、要援護者の情報を地方公共団体の関係部局等が共有していくことが重要と考えています。
- 2 このため、政府において作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、要援護者に係る情報を本人の同意を得ずに関係機関が共有することが可能なケース等を示しています。
- 3 今後、同ガイドラインの一層の普及を図り、市町村の災害対策機関等において要援護者情報の共有が図られるよう、支援してまいります。

2 (2) 東日本大震災での「災害時要援護者」制度の有効性を検証するとともに、対策を見直し、周知徹底を図ること。その際、特に対象者の範囲、障害者手帳所持者データの活用のあり方等に留意すること。

また、発達障がい（特に自閉症）の特性を関係機関及び支援者の人たちへ伝えるものがなく障がい証明としての「発達障害者手帳」などの発行を検討すること。

（前段について）

今後、東日本大震災における災害時要援護者の避難状況に係る実態把握を行ったうえで、必要に応じ災害時要援護者の避難支援に係る対策の見直しを行ってまいります。

（後段について）

- 1 発達障害は精神障害に含まれるため、発達障害のある方で要件に該当する者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付の対象となっております。
- 2 また、昨年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正において、発達障害者が障害者自立支援法の精神障害者の範囲に含まれることが法律上も明確にされたことなどを踏まえ、平成23年1月に精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、手帳の交付の判定のための診断書の様式に、発達障害者の症状、状態像等を把握する項目を追加したところです。

2（3）障がい者に関する防災マニュアルやガイドラインを全ての自治体が作成するよう推進すること。その作成に当たっては障がい者当事者を必ず参加させること。

- 1 内閣府を中心に関係省庁で取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、要援護者の対象範囲や取組方針を記した「全体計画」「要援護者名簿」「個別計画」を整備するよう、消防庁から市区町村に要請しているところです。
- 2 なお、「個別計画」の策定に当たっては、当該ガイドラインにおいて、要援護者本人も参加した上で、避難支援者避難所、避難方法について確認を行う旨、記しています。

2 (4) 今般の東日本大震災でのライフラインの遮断による被害の実態を検証し、今後の対策を講じること。

(水道について)

今後、東日本大震災で被災した水道施設の詳細な調査により被害状況を検証し、今後の対策を検討する予定です。

(通信について)

- 1 通信については、国民生活や産業経済活動に不可欠な基盤であり、災害発生時には緊急通報や安否確認などに重要な役割を担うものがありますが、東日本大震災においては、地震や津波によりネットワークが広範囲にわたって被災し、また、音声通話等が急増して輻輳状態となって大規模な通信規制が行われるなど、被災地の通信に多大な影響が出たところです。
- 2 既に国や通信事業者等によって緊急時の通信確保に向けた取組は始まっておりませんが、今後も引き続き、通信ネットワークの耐災害性の向上や、災害時の通信集中による混雑の軽減等に向けた検討をしつつ、可能なものから速やかに取り組んでいきたいと考えています。

(電力について)

- 1 3月11日の東日本大震災の発生を受け、原子力発電所の自動停止や火力発電所の被災等により、東日本における供給力が大幅に低下しました^{※1}。また、震災による変電所などの流通設備への影響等により、東京電力及び東北電力管内を中心に広範囲にわたり停電が発生しました^{※2}。

※1 東京電力…約5,200万kWから約3,100万kWへ約4割減(約2,100万kWが欠落し、約1,000万kWの大幅な供給力不足が発生)

東北電力…供給力は、約1,400万kWから約900万kWへ約3.5割減(約500万kWが

※2 東北電力管内において約 466 万戸、東京電力管内において約 405 万戸の停電が、地震発生直後に発生。

- 2 東京電力管内における未曾有の供給力不足に対応し、ピーク時における電力の需給バランスを適切に保ち、予測不能な広範囲にわたる停電を回避するため、計画停電が行われました。また、震災による停電については、復旧作業により停電戸数は減少しました。
- 3 東日本大震災発生直後においては、東日本（50Hz 帯）の電力不足に対して、西日本（60Hz 帯）からの余剰電力の融通を十分に行うことができず、計画停電を余儀なくされた面もあります。地域間連系設備の増強等による全国での電力融通体制のあり方の検討を進めていく考えです。

（都市ガスについて）

- 1 東日本大震災における被害として、8 県 16 事業者の供給区域において約 46 万戸が供給停止しました。これに対し、全国のガス事業者から延べ 10 万人の応援体制により、早期復旧を行うとともに、新潟から仙台への広域天然ガスパイプラインによる代替供給が行われました。
- 2 今般の震災を通じて、LNG 基地等の製造設備が被災し、機能停止に陥った場合、長期間にわたりガス供給が途絶するリスクがあることが顕在化しました。
- 3 このため、政府においては、第 1 次補正予算で、被災ガス関連設備の復旧支援のため、約 20 億円の予算を確保するとともに、第 3 次補正予算案で、被災した LNG 基地の復旧支援のため、30 億円を計上しています。また、安定供給に資する天然ガスインフラネットワーク強化に向け、広域天然ガスパイプライン等の整備に関する課題や解決方策について、詳

細な調査・検討を行うために、第3次補正予算案において1億円を計上しています。

(ガソリンについて)

- 1 今般の東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害時に被災地からのガソリンなどの供給要請に確実に対応できる体制を構築することが重要であると認識します。
- 2 そのため、災害時にもガソリンなどを供給できるよう、各地域の供給拠点となる製油所・油槽所（オイルターミナル）・SSなど石油施設の設備強化のための予算措置を講じるなど石油供給体制の強化に加え、石油の備蓄制度のあり方についても検討を行っているところです。

2 (5) ① 福祉避難所の設置は、知的障がい者や自閉症の方等、指定避難所への避難が困難な者にとって不可欠であり、特別支援学校等の指定を急ぐとともに、災害時支援物資（離乳食、非常用具、燃料等）の備蓄や自家発電機の設置等の体制を整備すること。

1 福祉避難所は、高齢者や障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では生活に支障をきたすことの多い要援護者の方々のために設置されるものであり、この設置に係る費用については、災害救助法に基づく国庫負担の対象となります。

2 災害時に要援護者の方ができる限り安心して避難所生活が過ごせるよう、引き続き、福祉避難所の事前指定を都道府県に対して促すとともに、平常時から、要援護者の生活必需品（紙おむつ、ポータブルトイレ等）の備蓄や関係団体等との応援協定の締結など、事前準備を図るよう都道府県に対して周知してまいります。

2 (5) ② 指定避難所では障がいの特性等に応じ、可能な限り教室や間仕切りなど、個別化できるスペースを確保すること。また、周辺への迷惑を考慮するあまり、自宅や車に留まる者に対しても支援物資や情報等が、避難所と同様に支給されるよう配慮すること。

1 政府において作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、避難所における要援護者への配慮として、要援護者向けに区画された部屋の設置、相談窓口の設置・相談対応などを掲げているところです。今後、ガイドラインに示された具体的方策の更なる周知徹底を図るなど必要な取組を推進してまいります。

2 また、被災者がどこに避難していても、必要な支援が行われるための方策については、今後検討を行っていきたいと考えます。

2 (5) ③ 災害救助法は“一度救済したら二度目は救済しない”という考え方のため、支援物資を受け取る権利を失う障がい者がいた。障がい者については、その特性から、弾力的な運営を図ること。

1 災害救助法による救助は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、現に救助を必要とする方に対し実施されます。

2 お尋ねの事例の具体的な内容が不明ですので直接のお答えは難しいですが、一般的に申し上げますと、災害救助法の趣旨は、「一度救済したら二度目は救済しない」ということはなく、状況に応じて必要な救助が実施されます。

2 (6) 仮設住宅における生活の問題点や課題を検証し、対策を講じる
こと。

- 1 応急仮設住宅の居住環境については、これまでもその改善に向け取り組みを進めてきているところでありますが、応急仮設住宅の居住環境等に関する課題を検討することを目的として、「応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム」を設置し、今般、中間報告書を取りまとめたところです。
- 2 今後、中間報告書も踏まえながら、応急仮設住宅の居住改善に向け、着実に対策を実施していきます。

2 (7) 生活および事業の再建等にかかる情報が、一人ひとり（小規模法人や事業所を含む）に届くような情報保障の徹底と、相談支援の充実、移動支援の確保等に最大限努めること。

- 1 障害者の情報提供については、文字による情報入手が困難な視覚障害者等のために、点字や音声等により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを提供する事業に対して補助を行っています。
- 2 相談支援の充実については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金において、東日本大震災の被災地における障害者等のニーズ把握や相談支援を行う事業に対して補助を行っています。
- 3 移動支援の確保については、東日本大震災の障害者等への対応において、地方自治体に対し、避難所等で生活している者に対して重度訪問介護等のサービスを提供した場合は、避難所等の避難先を居宅とみなして差し支えないことや柔軟にサービス提供が行われるよう周知を図っています。

2 (8) 在住地域以外への避難実態（特に福島県在住者、県外避難者を中心に）を検証し、その問題点や課題に取り組むこと。特に、総務省の「全国避難者情報システム」については、避難者登録には自己申告方式のみが採用されているため全容が把握できていないため、地方自治体が、本人の同意を要せず、避難者情報システムへ登録できるよう早急に運用を改善すること。

また、各自治体が障がい者を含め被災者に対する多様な支援業務を遂行するには、被災者の情報を管理するシステムを整備しておく必要がある。大規模災害時に障がい者を含め被災者の安否確認と被災者に対する支援施策を円滑に行うための「被災者支援システム」を早急に全国で整備すること。

(前段について)

- 1 東日本大震災により避難されている方々の避難先等の情報を避難元の県や市町村が把握できるよう、本年4月12日に総務省から全国の都道府県・市町村に要請を行い、「全国避難者情報システム」を構築しました。
- 2 このシステムは、避難されている方の所在地等の情報について、避難されている方から避難先の市町村へ任意にご提供いただき、その情報を避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するものです。
- 3 提供していただく情報は、避難されている方の氏名、生年月日、避難元市町村における住所、避難先の所在地等の個人情報であるため、その取り扱いは慎重に行うべきであり、本人の同意を得た上で取得することが適切であると考えます。
- 4 今後とも各地方公共団体において、引き続き個人情報の適切な取得に努めていただきたいと考えます。
- 5 なお、福島県内の一部の市町村から避難されている方が避難先の市町

村から一定の行政サービスを受けられるようになる原発避難者特例法の施行を踏まえ、全国避難者情報システムの一層の周知を行っていきたいと考えています。

(後段について)

- 1 財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」については、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録（平成 18 年）し、地方公共団体に無償で提供を行ってきました。
- 2 今回の震災発生後、本システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施しているところです。
- 3 また、平成 23 年度第 1 次補正予算において創設された市町村行政機能応急復旧補助金により、庁舎が津波で壊滅したり、原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、本システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを補助対象としたところです。
- 4 具体的なシステムの利活用のあり方については、業務量や運用コストなどを勘案し、本システムに限らず、他の民間事業者が提供しているシステムの活用等も含め、最適なシステムを選択することが肝要と考えます。

2 (9) 地域の中で医療サービス（薬の提供を含む）が継続して提供されるよう、医療サービスや医学的に必要な情報などについて、他の医療機関、特に地域の中核的な病院との間で共有できるようなシステムを構築すること。

特に、コミュニケーションの苦手な知的・精神障がい者に対し、配慮すること。

1 効率性の高い医療提供体制を構築するためには、医療計画により医療機能の分化・連携を推進し、

- ・ 高度な医療については医療機関を集約化する一方で、
- ・ 日常的な医療については住み慣れた地域で受けられるのに必要な医療機能を確保し、

あわせて医療機関の連携を進めるなど、効率的・効果的な体制を築く視点が重要です。

2 こうした観点から、他の医療機関、特に地域の中核的な病院との間で共有できるような情報システムの構築については、これまで導入のための財政補助を行っており、情報通信技術を用いた医療情報の連携について推進しているところです。

3 今後も各都道府県が医療計画を策定する際には国としても必要な助言を行うとともに、地域医療再生基金の効果的な活用を図ることによる地域での具体的な取組を支援してまいります。

2 (10) 障がい者支援事業所（特に支援の行き届きにくいNPO法人や小規模法人・事業所を含む）の被災状況の把握と、特別加算等を含む支援を行うこと。

1 平成23年度第3次補正予算案において、被災地における障害福祉サービスの基盤整備に係る事業を計上しているところであり、当該メニューの一つとして、障害福祉サービスの再構築のためのニーズ調査を盛り込んでいるところです。

2 また、報酬算定については、報酬の支払いが継続するよう、

- ・ 障害のある方に対して、一定の場合、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援を行ったときには、これまでのサービスとして報酬の対象とすること
- ・ 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象とすること
- ・ 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象とすること

など、弾力的な運用を行っており、事業所の運営に支障を来さないよう配慮を行っています。

3 なお、被災した障害福祉サービス事業所等の災害復旧については、第1次補正予算の中で、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、通常の施設整備の補助率1/2から、2/3に嵩上げをして、復旧に係る財政支援を行っています。

(参考) 補助事業者

社会福祉法人、医療法人、公益社団・財団法人、一般社団・公益法人、NPO法人 等

2（11）自治体等の避難訓練の際、障がい者に、実際に参加を求めるよう推進すること。

消防庁から各都道府県に対し、地域の防災力の強化を図るため、総合防災訓練大綱を示しつつ、災害時要援護者の訓練参加も含め、地域住民、事業者の参加による、実践的な訓練となるよう依頼をしているところで
す。

3 (1) 仮設住宅のバリアフリー化は、手すりの設置や段差の解消等にとどまっている。特に、浴室・トイレが狭く設計されているため、使用できない状態となっており早急に改善をおこなうこと。

- 1 東日本大震災で建設した応急仮設住宅は、必ずしも入居時点でバリアフリー化が行われていない事例があったことから、簡易スロープ、手すり、敷地内通路の舗装等の追加工事を促進するよう、被災県に対して通知しています。
- 2 さらに、被災3県に対しては、第3回「応急仮設住宅の住環境等に関するプロジェクトチーム」で、構造上の理由で完成後に設備等の追加的な整備を行うことが困難な場合を除き、バリアフリー化を含む追加工事について、団地ごとの必要性を踏まえて、優先順位をつけ早急に取り組むよう要請しています。

3 (2) 体温調節機能障がいをもつ障がい者は、寒冷地では凍傷等にかかりやすいため、床下、壁面に断熱材を補強することや、羽毛布団、電気毛布等を給付するなど、必要な措置を早急に講じること。

- 1 これから本格的な冬を迎えるに当たり、高齢者、障害者をはじめ、仮設住宅の入居者が安心して生活ができるよう、仮設住宅の寒さ対策を迅速に講じていくことは、大変重要であると認識しています。
- 2 このため、仮設住宅については、
 - ① 断熱材の追加や二重サッシ化、エアコンの追加設置に加え、
 - ② 石油ストーブやホットカーペット等の暖房器具の設置経費も災害救助法の対象とするなど、取組の強化を被災県に促したところ です。
- 3 さらに、被災県に対しては、先日（10月21日）の「応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム」でも、改めて寒さ対策を徹底するとともに、その進捗状況について定期的に国に報告するよう要請しています。
- 4 また、このような障害者の方が、障害者自立支援法に基づく居宅介護や重度訪問介護等のサービスを受けている場合には、居宅を訪問するホームヘルパーが、障害者の体温調節にも配慮した支援を行うこととなります。

3 (3) バリアフリー仮設住宅の規格を早急に定めること。

今後の災害において、当初からバリアフリーを念頭に置いた規格により建設できるよう、今回の改善措置も踏まえ、現在の仕様のあり方について関係省庁、関係団体等と連携して検討していきます。

4 (1) テレビ放送をはじめとするマスメディア等の手話、字幕、解説音付与、点字化、分かりやすい説明等や、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者派遣等、情報保障の徹底を図ること。

- 1 テレビ放送をはじめとするマスメディア等の手話、字幕、解説音付与等については、平成19年10月に策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、平成29年度までの字幕・解説放送の普及目標を定めており、現在、その達成に向けて、放送事業者の自主的な取組を促しているところです。
- 2 東日本大震災においては、災害に係る情報提供に更なる取組が期待されたため、日本放送協会及び(社)日本民間放送連盟に対して、正確かつきめ細やかな情報が国民に迅速に提供されるよう4月1日付けで要請を行ったところであり、その中で視聴覚障害者への配慮として、字幕・解説放送の充実等を求めました。
- 3 今後とも、視聴覚障害者に対する情報保障について、放送事業者の自主的な取組を促していきたいと考えます。
- 4 また、国では、各市町村において、文字による情報入手が困難な視覚障害者等のために、点字や音声等により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを提供する事業に対して補助を行っています。

4 (2) 地元の支援者と障がい者をつなぐための支援コーディネーター等の専門人材の確保について支援すること。

- 1 視聴覚障害者を支援するため、全国の視覚障害者団体及び聴覚障害者団体が被災地に支援本部を立ち上げたところですが、被災された視聴覚障害者の安否や状況確認及びニーズの把握を行うとともに、手話通訳者等の派遣調整や必要な支援に結びつけていく活動等に対し委託費を交付しています。
- 2 なお、支援が必要な方には、支援本部のチラシを配布し、視覚障害者の情報支援機器や白杖などの配布、行政の支援内容や病院情報の提供などを実施しています。
- 3 また、被災地における障害福祉サービスの基盤整備として、平成23年度第3次補正予算において、障害福祉サービス復興支援拠点にコーディネーターを配置するとともに、アドバイザーを派遣することにより、
 - ・ 障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建の取組
 - ・ 障害者自立支援法・児童福祉法に基づく新体系サービスへの移行
 - ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供などが円滑に進むよう支援するための経費を要求しているところです。

4 (3) 視覚情報者、聴覚障がい者等が情報不足に陥らないために、自治体の職員ないし民生委員が個別に視覚障がい被災者を訪問し、情報の伝達や、定期的な情報交換の場を設けること。

また、ラジオFMローカル局と連携した災害情報等の提供システムの整備を推進するとともに、機器購入への支援を行うこと。

(前段について)

- 1 民生委員は、その職務として、援助を必要とする者に対して必要な情報を提供することとされています。民生委員が、被災地において孤立しがちな方に対する見守り活動を円滑に実施できるよう、地方自治体とも連携し、適切な支援を行っていきたいと考えています。
- 2 また、自治体では、保健師などによる被災者への戸別訪問などを行っており、訪問の際に様々な情報提供なども行われています。
- 3 政府としては、自治体に対し、視覚障害者等のために、点字や音声等による広報や地域生活をする上で必要度の高い情報などを提供する事業に対し補助を行っています。

(後段について)

政府において作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、避難所における要援護者への配慮として、要援護者からの相談窓口の設置・相談対応などを掲げているところです。

今後、ガイドラインに示された具体的方策の更なる周知徹底を図るなど必要な取組を推進していきたいと考えます。なお、FM受信機器（市販のラジオ）の購入支援は現在のところ考えていません。

4 (4) 早急に相談支援体制が機能するよう、主要団体等の互助機能にも資金援助をし、人的な応援や財政面での手当が速やかに整うようにすること。

- 1 平成23年度第1次補正予算において、避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等や、仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等を行う、「地域支え合い体制づくり事業」のための経費を計上しています。

事業内容（例）

- ・ 仮設住宅、在宅等の障害児者等に対する、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用による、障害児者等に対する総合相談等

- 2 当該事業については、関係団体や事業所等への補助・委託を可能としているところです。

4 (5) 相談支援事業の自治体間の地域格差を埋め、底上げを図り、各地に定着させるために、相談支援体制の整備について次年度以降、継続的な予算措置を最低でも5年程度つづけること。

- 1 障害者（児）に対する相談支援については、昨年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、来年度から、
 - ・ サービス等利用計画作成の対象者の拡大
 - ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
 - ・ 相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置
 - ・ 自立支援協議会を法律上位置付けなど、相談支援の充実、提供体制の量的拡大等を図ることとしています。
- 2 引き続き、これらの事業に係る必要な予算の確保に努めてまいります。

4 (6) 自立支援協議会を通して個別の必要なサービス資源を創設していく流れを機能させるために、この流れに対して、国から必要な財政支援を行うこと。

自立支援協議会の運営に係る財源については、交付税措置されているところですが、その機能の活性化を図るため、専門部会の設置に係る助言を行うアドバイザーの配置に係る費用や障害者自立支援に係る社会資源の評価・開発・改善のためのシステムの導入に係る費用について、補助を行っているところです。

4 (6) ① 障がい者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業を優先活用し、市町村の負担を国が肩代わりすること。

- 1 障がい者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業のうち、「地域移行のための安心生活支援事業」は、実施主体である市町村に対し、国が1／2以内で補助する地域生活支援事業のメニューの1つとして位置づけています。
- 2 今回の東日本大震災においては、被災地等において地域生活支援事業が円滑に実施されるよう、被災地等における事業実施状況等を踏まえ、補助金の配分を工夫するなどの取組を行ってまいります。

4（6）② つなぎ法における「基幹相談支援センター」の設置に係る費用を国が負担すること。

平成24年度概算予算要求において、基幹相談支援センターの施設整備費や専門職の配置等に係る費用について、厚生労働省から予算要求が行われています。必要な予算の確保に努めてまいります。

4 (6) ③ 相談支援スーパーバイザーの派遣費用を国の負担とすること。

相談支援体制を評価・指導する先進地のスーパーバイザーの派遣に係る費用や地域のネットワーク構築のための助言等を行うアドバイザーの人員配置に係る費用について、厚生労働省から補助が行われているところです。

4 (6) ④ 震災によって新たに福祉サービスが必要になった人に対する福祉サービスの支給決定については、市町村負担をゼロとすること。

- 1 障害者自立支援法は、障害福祉に係る国、都道府県及び市町村の役割分担を踏まえ、障害福祉サービス費等の支給に要する費用を国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4 ずつ負担することを定めているところです。
- 2 これを前提として、今次震災における特例措置として、利用者負担を軽減するため、市町村等に対し、被災者の利用者負担について支払いの猶予や免除について特段の配慮を求めるとともに、免除した分の介護給付費の増加分については、国が全て負担する財源措置を講じているところです。
- 3 また、被災した施設入所者の居住に要する費用（食費、光熱水費）についても、通常の減免措置に加え、利用者の負担がかからないよう国が更なる負担を行う特別な財源措置を併せて講じているところです。

4 (7) 東電からの補償を障がい者が漏れなく受けられるよう、障がいの特性に応じた、障がい者対象の説明会の開催や、県外避難者への情報保障を受け入れ自治体に要請するなど、きめ細やかな配慮をすること。

- 1 東京電力の賠償手続に関しては、政府は9月26日に東京電力に対し、被災者に寄り添った賠償手続を行うよう要請したところである。
- 2 これを受け東京電力では、現地での説明会の開催件数や相談窓口数を増やすとともに、これらに出向くことが困難である方々を始めとして、訪問による個別相談を実施している。
- 3 また、県外避難者についても情報の周知に努めるとともに、障がい者を含め請求を行っていない方がいる場合は、声がけするなど請求漏れの無いよう、東京電力に対して対応を求めている。

4 (8) 聴覚障がい者等のために、政府広報やホームページの問い合わせ先には電話番号だけでなく F A X 番号も必ず併記すること。

- 1 政府広報等においては、既に、問合せ先への FAX 番号の併記に努めているところであり、今後とも、災害時における政府広報及び各府省ホームページ上での情報発信について、各府省の問い合わせ先電話番号には、FAX 番号を併記することといたします。
- 2 また、問い合わせ先が関係団体・地方公共団体である場合についても、上記趣旨を説明の上、極力、協力頂けるよう、関係府省を通じてお願いしたいと考えます。

5 (1) 就労をささえる就労系施設・事業所への支援を充実させること。

- 1 被災地の障害者就労支援事業所等については、東日本大震災の影響により売り上げの減少や生産活動が低下している事業所があり、これらの事業所に対し、必要な支援を講じているところです。
- 2 具体的な取り組みとして、全国的な支援団体（特定非営利活動法人日本セルフセンター）に委託し、被災地以外の事業所からの協力も得ながら、被災地の障害者就労支援事業所等を支援する活動を全国的に展開するとともに、仕事の確保、販売協力、受注調整等に係る各県の取組みの連携を促す活動を10月より開始していただいたところです。
- 3 また、第3次補正予算案において、被災県の就労支援事業所団体が、各事業所に対して障害者の就労支援及び地域の復興支援のために行う①受注業務の確保・拡大、②流通経路の再建や販路の確保・拡大、③被災施設復旧支援や業態転換支援、④地域の復興への取組みといった事業を盛り込んでいるところです。

5 (2) 視覚障がい被災者が仮設住宅で鍼灸マッサージ治療院を開業できるよう措置されたものの、現状の仮設住宅は床面積や居室が少ないため、居住用の他の治療院としての機能を確保することは極めて困難となっている現状を踏まえ、住居とは別に治療院として利用できる仮設住宅を借りられるようにすること。

- 1 災害救助法による応急仮設住宅については、災害により住家が全壊等した方に対して、都道府県が一時的にお住まいの場所を提供するものです。
- 2 そのため、事業等を営むための場所として応急仮設住宅を提供することは困難です。

5 (3) 鍼灸マッサージ施術所が被災し、就業できなくなった視覚障がい者に対し、施術所の復旧工事費や治療用具の購入費などを確保するため、生活福祉資金等の現行制度の弾力的運用や、特例措置を設けるなどして、1日も早く終業を再開できるよう取り組むこと。

- 1 生活福祉資金貸付は低所得世帯に対し、資金の貸付と相談支援を行う事により、その世帯が安定した生活を送れるようにすることを目的としています。
- 2 鍼灸マッサージ施術所の運営を単一の世帯が自ら行っている場合であり、かつ、この世帯が低所得世帯の場合、被災状況等に応じて当該貸付による支援を受けることが可能となり得るため、生活福祉資金貸付の実施主体である社会福祉協議会へご相談ください。

5 (4) 被災地での雇用対策を打ち出す際には、障がい者の雇用についても明確にその対象に位置づけること。

- 1 被災した障害者に対する就労・雇用支援については、「日本はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ1 及び2 に、
 - ① 全国のハローワークに設置した「震災特別相談窓口」に加え、地域障害者職業センターにおける障害者の方を対象とした「特別相談窓口」を設置することや、
 - ② 事業所に出向いてのカウンセリングやジョブコーチによる支援を行うことなどを盛り込み、雇用継続のための支援を行っています。
- 2 加えて、10月25日のフェーズ3に、「障害者に対する就職支援の充実」として、
 - ① 被災地における実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充
 - ② 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の追加配置や地域障害者職業センターにおけるジョブコーチの増員などの支援体制の充実を盛り込み、第3次補正予算案として所要の予算を計上したところです。
- 3 これらの施策は、被災地での雇用対策の中でも、障害者に対する雇用対策として明確に位置付けており、被災した障害者への就労・雇用支援に取り組んでまいります。

5 (5) 施設外授産の工場や障がい者雇用を積極的に行う企業について、災害復旧費を補助すること。

- 1 障害者を雇用する被災地の企業が、一定の要件を満たし、雇入れ又は雇用継続のために必要な施設設置等を行う場合、費用の一部を助成（障害者作業施設設置等助成金）しておりますが、今回の震災を受け、被災地においては、23 年 4 月より支給要件の緩和（*）を行ったところです。

（*）通常、過去に障害者作業施設設置等助成金の対象となった施設等を改修する場合は支給対象となりませんが、当該施設等が震災で破損等した場合は、その補修等に必要な経費も対象としています。

- 2 さらに、その他の企業支援として、10 月 25 日の「日本はひとつ」しごとプロジェクトのフェーズ 3 及び第 3 次補正予算案に、

- ① 被災地における実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充や、
- ② 被災地の地域障害者職業センターによるジョブコーチ支援や職業準備支援の充実

を盛り込んでおり、これらの施策により、被災地の障害者を雇用する企業を支援してまいります。

5（6） 障がい者が新しい仕事内容に適応するためのジョブコーチの育成、増員に必要な施策を講じること。

- 1 被災した障害者の就労・雇用を支援するために、積極的にジョブコーチによる支援を行うことが必要であり、第3次補正予算案においては、被災地での地域障害者職業センターのジョブコーチを増員することとしたところです。
- 2 なお、今後のジョブコーチの養成に関しては、平成18年度から、民間機関も活用した養成研修を実施しており、平成19年12月25日の重点施策実施5か年計画において、ジョブコーチの養成数を平成23年度には5千人にすることを数値目標に掲げ、その養成に取り組んでいます。

5 (7) 就労継続支援事業A型・B型ならびに小規模作業所に対して、官公需の優先発注を含む応急的な仕事の確保策を図ること。

- 1 被災県における就労支援事業所等の仕事の確保に当たっては、継続性
の見込める安定的な仕事の確保が重要であると考えており、県内におけ
る取組みのみでなく、県外の発注元企業への働きかけなど、重層的な取
組みが必要と考えています。
- 2 このため、被災県における就労支援事業所団体による取組みへの支
援のほか、全国的な支援団体（特定非営利活動法人日本セルフセンタ
ー）に委託し、被災地以外の事業所からの協力も得ながら、被災地の
障害者就労支援事業所等を支援する活動を全国的に展開するとともに、
仕事の確保、販売協力、受注調整等に係る各県の取組みの連携を
促す活動を10月より開始していただいたところです。

6 移動支援（ヘルパー、移送サービス等）について、早急に対策を講じること。

- 1 東日本大震災の障害者等への対応について、国は、自治体に対し、
 - ・ 避難所等で生活している者に対して重度訪問介護等のサービスを提供した場合は、避難所等の避難先を居宅とみなして差し支えないことの周知
 - ・ 被災地や避難先の自治体における移動支援事業を含む地域生活支援事業の実施について、各自治体の判断により柔軟にサービス提供が行われるよう周知を図っています。
- 2 また、被災地等において地域生活支援事業が円滑に実施されるよう、被災地等における事業実施状況等を踏まえ、補助金の配分を工夫するなどの取組を行ってまいります。

7 内部障がい者への支援を行うこと

特に、特殊装具の備蓄、トイレの配慮、ケアする専門の医師・看護師の派遣などに留意すること。

- 1 福祉避難所は、高齢者や障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では生活に支障をきたすことの多い要援護者の方々のために設置されるものであり、この設置に係る費用については、災害救助法に基づく国庫負担の対象となります。
- 2 また、災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、その他消耗器材等があげられるが、これらのものが、災害時、円滑な供給体制が図られるよう、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を図るよう都道府県に対して周知しています。
- 3 さらに、被災された障害者に対する補装具や日常生活用具については、耐用年数等に関わらず必要な方には支給・給付が可能であることを各都道府県等に周知するとともに、利用者負担についても免除等ができる取扱いとしています。
- 4 被災地での医療従事者の確保については、これまでも、
 - ・ 全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」により、県外医療機関から医師等を派遣する、
 - ・ 都道府県ごとに設置する地域医療再生基金について、被災3県に対し、交付額の上限である120億円を確保し、医療従事者の確保に活用可能とする、
 - ・ 被災県に看護職員確保対策特別事業の活用を働きかけ、福島県では避難所等に入所している看護職員を対象に、巡回就職相談事業を実施するなどの取組を行ってきました。
- 5 また、第3次補正予算案において、被災地における医療従事者の確保を含めた医療提供体制の再構築を支援するため、地域医療再生基金の積み増しを計上しています。

6 こうした対応策に加え、福島県における緊急時避難準備区域が解除さ

そうそう

れたことに伴い、厚生労働省として「厚生労働省 相 双 地域医療従事者
確保支援センター」を現地に設置し、現地のニーズを把握するとともに、
福島県、関係市町村、関係機関間の連絡調整や情報共有を行うこととし
ています。

8 (1) 避難区域等の圏内における福祉施設が使用不可能な場合は、国の責任において、圏内での代替地の確保費用及び施設整備費の仮払いを行うなど支援を行うこと。

社会福祉施設を移転して整備しようとする場合に、整備費用については、原型復旧が困難と認められる等旧施設の使用が困難なときは補助の対象となります（仮払いの仕組みはありません）。代替地の確保費用については、これまでも土地の取得に関しては税制や融資による支援しかなく、補助の創設は困難であると考えます。

8 (2) 障がい児の利用施設については、国の責任において、除染を速やかに実施すること。

- 1 除染については、現在、平成 23 年 8 月 26 日に原子力災害対策本部決定された「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき、取組が進められています。
- 2 現在、上記基本方針に基づき、予備費 2,200 億を措置し、モデル事業を始めとして緊急的に除染に取り組んでいるほか、厚生労働省において、障害児関係施設を含む児童福祉施設等の園庭における土壌の入れ替えに対する財政的支援を行うとともに、福島県、郡山市、いわき市に対し、管内の児童福祉施設等については、優先的に除染を行い、子どもが受ける線量について、可能な限り低くするよう依頼しているところです。
- 3 また、平成 24 年 1 月 1 日に全面施行される放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が直接除染を行うこととなる除染特別地域については、国が上記基本方針等を踏まえて定めることとなる特別地域内除染実施計画の策定に際して、ご指摘の障がい児の利用施設も含め検討していきたいと考えます。
- 4 市町村等が中心になって除染を行う除染実施区域についても、上記基本方針等を踏まえて市町村等が定める除染実施計画の中で適切に位置付けられれば、国としても財政的措置等を実施することが可能です。
- 5 除染については、今後とも関係省庁が十分に連携しながら、国が責任を持って適切に対応してまいります。

(参考)

除染特別地域：

現在、警戒区域又は計画的避難区域である地域を指定することを想定。

除染実施区域：

現在、その区域における追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上である区域とすることを想定。

9 (1) 親や家族を失った障がい者が、多額の義援金や保険金、補償金などを
受け取る際に、財産の管理が難しい場合は成年後見制度の利用が必要で
あるが、現状では受任者不足や手続の煩雑さが壁となっている。よって、
後見人報酬に対する補助の拡大や成年後見制度利用の実質的な個別給
付化を被災地の特例措置として導入し、第三者後見の受け皿拡充を図
り、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすること。

1 費用負担の問題から専門職による成年後見制度の利用ができないとい
った事態等に対応するため、市町村が後見人の報酬等の助成を行う成年
後見制度利用支援事業に対し、費用を負担する支援を行っています。

なお、障害者に関する成年後見制度利用支援事業については、昨年
12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、市町村の必須
事業と位置づけられました。

2 また、成年後見制度の利用促進のため、制度の概要やQ&Aを法務省ホ
ームページに掲載し、広報用パンフレットを市区町村等に広く配布して
いるほか、全国の法務局・地方法務局において、成年後見制度をテーマ
とした市民講座を開催するなどして制度の周知に努めています。引き続
き、被災者の方々を含め国民に対する周知に努めていきたいと考えます。

9 (2) 市町村長申立ての際の親族調査の要件を緩和するなど、手続きの簡素化を進めること。

- 1 成年後見制度は、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となりますが、身寄りがいない場合など当事者による申立てが期待できない場合は、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、市町村長申立てができることとしています。
- 2 このため、市町村長申立てに当たっては親族の有無の確認を行うこととなりますが、平成17年に従来の四親等以内の親族の有無を確認する取扱いを簡素化し、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととし、都道府県等に対して通知により周知を図ったところです。

10 (1) 住み慣れた地域での暮らしを維持するために、被災したグループホーム・ケアホームの復旧を急ぐとともに、その新設を推進すること

- 1 被災したグループホーム・ケアホーム等の災害復旧については、第1次補正予算の中で、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、通常の施設整備の補助率1／2から2／3に嵩上げをして、復旧に係る財政支援を行っています。
- 2 また、第1次補正予算の中で、被災した事業者が事業の再開に要する生産設備や備品等を購入するための経費についても、予算措置しています。

10 (2) 町の復興計画の中に、障がいのある人たちの住まいがきちんと位置づけられるよう自治体への働きかけを行うこと。

- 1 被災地域に限らず、障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、まずグループホームなど地域における住まいの場を確保することが重要であると考えています。
- 2 このため、障害者自立支援法では、各地方自治体が障害福祉計画を定め、グループホーム等の整備費用の一部を補助することなどにより、障害者の住まいの場の確保に取り組んでいるところです。
- 3 また、被災地において応急仮設住宅をグループホーム等に係る共同生活住居として活用する場合については、一定の要件の下、人員、設備及び運営に関する基準の弾力的な運用を認めることとしており、その積極的な活用を関係自治体にお願いしております。

10(3) 賃貸物件の場合に、大家に対し、再建や改修のための資金的な補助をすること。

災害復旧の場合を含め、グループホーム・ケアホーム等の施設整備の補助は自己所有物件のみが対象となっていますが、賃貸物件の改修等については、障害者自立支援対策臨時特例交付金により対応することが可能となっています。

1 1 (1) 学校の種別を問わず、被災地においても障がいのある子どもたちへの教育機会が保障されるよう、市町村長が主体になって送迎など必要な対応が取れるよう財政的な支援を行うこと。

1 政府としては、被災した障害のある児童生徒等の教育機会の確保は重要であると認識しています。

2 特別支援学校への通学については従前より、

- ・スクールバスに係る経費に地方財政措置が講じられているほか、
- ・スクールバスを利用できない場合でも、特別支援教育就学奨励費により支援を行っているところです。

3 また、東日本大震災で被災した児童生徒に対しては、

- ・経済的に就学困難となった小・中学生の通学にかかるスクールバス運行経費を被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金で支援（第一次補正予算及び第三次補正予算案）し、
- ・高校生の通学については、特例交付された特別交付税を活用しうよう整備しています。

4 今後とも、都道府県及び市町村の要望に応じて、被災した障害のある児童生徒等の教育機会の確保に努めていきたいと考えます。

1 1 (2) 放課後、長期休暇中の支援を担うサービス資源の拡充を図ること。

- 1 被災した障がいのある子どもに対する支援を充実するため、教育と福祉が連携して、障害のある子どもの状況や放課後や長期休暇中の福祉ニーズの把握に努めるよう、文部科学省との連名で各都道府県に依頼しているところです。
- 2 また、放課後等の居場所として、仮設住宅で日常生活を支えるため総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の活用を推進しているところです。

1 1 (3) 児童の健全育成と家族支援ニーズを把握し、充実したサービスにつながるよう相談支援体制を整えること。

- 1 昨年12月に成立した障害者自立支援法や児童福祉法の一部改正において、平成24年4月から、居宅サービスの利用に係るサービス等利用計画作成の対象者が拡大されるとともに、通所サービスの利用に係る障害児相談支援が新たに創設されるところであり、障害児やその保護者への相談支援の充実を図ることとしています。
- 2 また、平成23年度第3次補正予算案では、被災地において、障害児・者に対するニーズを踏まえた福祉サービスが提供できる体制を整備するための事業を盛り込んでいます。
- 3 さらに、平成24年度予算概算要求において、災害時であっても、発達障害児・者の方が必要とする支援ニーズを把握し、サービスを継続して受けられるようにするため、発達障害者支援センター等の相談機関も含めた関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法等をマニュアルとしてとりまとめ、その成果を全国に情報発信する事業が厚生労働省から予算要求されています。

12 (1) 県・市町村等で復興計画を策定する際は、障がい当事者団体等を必ず参加させること。

- 1 東日本大震災からの復興を進めるに当たっては、東日本大震災復興基本法の基本理念に掲げられているように、「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映される」ことが極めて重要であると考えます。もとより、県・市町村等の復興計画策定は、地方自治に任せられるべきものですが、障害者も含めた多様な意見が反映されるべきことの重要性については、機会をとらえて啓発してまいります。
- 2 なお、災害全般に関しても、防災基本計画では、被災地の復旧・復興にあたっては、「地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に」基本方向の決定を行うこととされており、これを踏まえ、地方公共団体においては、復興計画を策定する際には、障がい当事者団体はもとより、様々な立場や考え方をもった方が参画できるようにしていくことが重要であると考えます。

1 2 (2) 震災前からサービス資源が乏しい地域が多くあることから、障がい者支援の新たなグランドデザインを作り、長期的な展望に立った支援を進めること。

1 本年7月に成立した改正障害者基本法の審議過程においては、東日本大震災を受けて、防災及び防犯に関する規定等が追加されています。

2 また、障害者基本法に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府では障害者基本計画を策定していますが、新たな障害者基本計画の策定に当たっては、東日本大震災で明らかとなった課題も踏まえた検討が必要であると考えています。

(参考) 現行の障害者基本計画は平成15年度～平成24年度までを計画期間としている。

3 障害者基本計画は障害者施策の基本的方向や方針を定めるものであり、御指摘の点も踏まえて、長期的な展望にたった障害者施策が行えるよう、新たな計画を来年中を目途に策定していきたいと考えます。